

鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設清掃等業務委託 仕様書

- 1 件 名 鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設清掃等業務委託
- 2 履行場所 鳥海高原観光レクリエーション施設内
- 3 委託期間 契約の日から令和7年12月26日まで
※業務実施時期については、鳥海やわた観光株式会社と調整のうえ履行すること。
- 4 目 的 本業務は、鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設のろ過池及び調整池の適切な維持管理を目的とし、次の事項の業務を行うものとする。
- 5 内 容 (1) ろ過池（2池）及び受水槽内の清掃
可搬式洗浄機による槽内側壁及び天井部分の洗浄。洗浄污水は、ドレン管より排出すること。
(2) ろ過池の表層掻取り及び充填、壁面の清掃及び水棲生物の駆除
ろ過池の表層は、20mm程度掻き取り、5mを充填する。
撤去したろ過材（砂）は、産業廃棄物として適正に処理すること。
（収集・運搬及び最終処分を証明するためにマニフェストの写しを提出すること）
(3) 計装設備の点検と整備（水位計、流量計、制御盤、次亜注入設備1号機）
別紙1に示すNo.1次亜注入ポンプのOリング、ボールベアリング等経年劣化に伴う摩耗部品の交換等費用を含む。
- 6 廃棄物の種類と排出予定数量 産業廃棄物の種類及びそれぞれの排出予定数量は次のとおりとする。
ただし、排出予定数量はあくまで予定の数量であり、この数量を確約するものではない。

処分する産業廃棄物の種類	予定数量
汚泥	600kg

- 7 許 可 証 等 (1) 受託者は、当該業務を行おうとする区域を管轄する自治体の長が発行する「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」を取得していなければならない。
(2) 「産業廃棄物処分業許可証」を取得していない場合、「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること並びに落札した場合において処分に係る業務を履行することとなる者が「産業廃棄物処分業許可証」を取得していなければならない、処分に係る業務を履行することとなる者が作成した別紙2確約書を入札書に添付しなければならない

らない。

(3) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の事業の範囲には本業務に関する産業廃棄物全ての種類を有していなければならない。

8 報告書の作成等 本業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

(1) 作業完了報告書

(2) 業務写真（作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、作業報告書として提出すること。）

(3) 作業完了報告書には、マニフェストの写し、産業廃棄物収集運搬許可証の写し及び同最終処分先許可証の写しをそれぞれ添付すること。

9 委託料の支払い 委託料は、業務完了後支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求できるものとし、委託者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

10 そ の 他 (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
(2) 業務の遂行に必要となる経費（資料作成等も含む）は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
(3) その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。